

[事案 30-41] 新契約無効請求

・平成 30 年 10 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 6 月に契約した医療保険と平成 25 年 6 月に契約したがん保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は、自分が高齢者（契約当時 75 歳以上）と知りながら、保険の勧誘を一対一で行った。
- (2)各契約の全てにおいて、「とにかくいい保険だから」と言うだけで、内容の説明をしなかった。
- (3)いずれの契約も低解約返戻金型のものではあったが、そのことを知らなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)高齢者に対して一対一で保険募集を行うことで直ちに保険契約の効力が否定されるものではない。また、高齢者に対する保険募集に際しての当時の社内ルールにも抵触はしていない。
- (2)募集人は、各契約の保障内容等について、募集資料を使用し、低解約返戻金型の保険であることも含めて説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれの契約についても、募集人の説明義務違反があったとは認められず、申立人が低解約返戻金型ではないと誤信して契約したとも認められず、保険会社の定める高齢者募集ルールに違反した募集であるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。